別紙（契約書第６条関係）　介護老人福祉施設 鷲 ヶ 峯（介護予防短期入所生活介護）利用料金表

令和８年１０月１日現在

1.介護報酬に係るもの（1割から3割負担）1日につき　　1単位＝10.88円　川崎市地域加算（令和6年4月1日付）

項目	区分		要介護度区分	介護報酬 単位	介護報酬 金額（10割）	利用者負担額 (1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
①基本額	（従来型個室）	夜間勤務体制基準型	要支援１	451 単位	4,906 円	491 円	982 円	1,472 円
			要支援２	561 単位	6,103 円	611 円	1,221 円	1,831 円
	（多床室）	夜間勤務体制基準型	要支援１	451 単位	4,906 円	491 円	982 円	1,472 円
			要支援２	561 単位	6,103 円	611 円	1,221 円	1,831 円
②加算額	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護福祉士を80%以上配置、または勤続10年以上の介護福祉士35%以上	（1日につき）	22 単位	239 円	24 円	48 円	72 円
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護福祉士を60%以上配置	（1日につき）	18 単位	195 円	20 円	39 円	59 円
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	介護福祉士を50%以上配置、または常勤職員を75%以上配置、または勤続7年以上が30%以上	（1日につき）	6 単位	65 円	7 円	13 円	20 円
	送迎加算	片道につき	（1回につき）	184 単位	2,001 円	201 円	401 円	601 円
	若年性認知症入所者受入加算	対象者のみ	（1日につき）	120 単位	1,305 円	131 円	261 円	392 円
	療養食加算	対象者のみ	（1回につき）	8 単位	87 円	9 円	18 円	27 円
	緊急短期入所受入加算	対象者のみ 7日を限度(やむを得ない場合は14日を限度)	（1日につき）	90 単位	979 円	98 円	196 円	294 円
	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	ICT等の導入。生産性向上ガイドラインに基づいた継続的な業務改善、効果測定及びデータ提出等	（1月につき）	100 単位	1,088 円	109 円	218 円	327 円
	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）		（1月につき）	10 単位	108 円	11 円	22 円	33 円
③加算	介護職員処遇改善加算（ⅠⅡ）			1ヶ月の①②の総単位数×17.6%×10.88円の1割、2割、3割分				

【利用者負担の計算方法】
1ヶ月の①②の総単位数×10.88円（川崎市の地域加算）−9割、8割、7割＝利用者負担の1割、2割、3割　…但し、金額は小数点以下切捨てなので多少の誤差が出ます。
＊介護職員等処遇改善加算③を含んで計算する場合、1ヶ月の①②の総単位数の17.6%に相当する単位数×10.88円−9割、8割、7割＝利用者負担の1割、2割、3割を上記にそれぞれ上乗せします。

2.その他の費用（利用者負担10割）

		利用者負担額
・滞在費	個　室（室料と光熱水費相当）（1日につき）	1,300 円
	多床室（光熱水費相当）（1日につき）	1,110 円
・食　費　（食材料費と調理に係わる費用）		2,150円 ／1日　朝 460 円　昼 1,145 円　夕 545 円

食費及び滞在費のうち、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している食費及び滞在費の負担限度額（次表）となります。

利用者負担	滞在費 個室	滞在費 多床室	食費
第１段階	380円	0円	300円
第２段階	480円	430円	600円
第３段階①	880円	430円	1,030円
第３段階②	980円	530円	1,360円

・理美容代	（理髪代・顔剃りは別料金）（1回につき）	1800円～
・通常の実施区域外への送迎費（川崎市外への送迎）		実費（公共交通機関相当額）
・日用品費	（1日につき）	80 円
内訳ー	歯磨き粉、歯ブラシ、洗顔・手洗い用石鹸、ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、タオル各種、綿棒	
上記によらず、個別で使用する場合		
	歯磨き粉（1本）	100 円
	歯ブラシ（1本）	200 円
	洗顔・手洗い用石鹸（1個）	100 円
	ティッシュペーパー（1箱）	100 円
	ウエットティッシュ（1箱）	400 円
	タオル各種（1枚）	250 円
	綿棒（50本入り）	150 円
※施設での提供を希望せず、自ら持参する場合は料金の負担はありませんが、日常生活上必要な身の回り品は、不足の無いようご用意願います。		

3.介護保険運営基準外の費用（利用者負担10割）

・趣味・嗜好品・外注食・喫茶室の飲食代	実費（喫茶代100～500円位）
・個人の都合で持ち込む電化製品の電気代	無　料
・希望者を対象にした行事に係わる費用	実　費
・個人の希望で遠方の病院などへ通院する際の送迎に要する費用	実費（公共交通機関相当額）
・通常の送迎の実施地域内で介護報酬上に定める事由外の送迎に要する費用	実費（公共交通機関相当額）

※おむつ代、日常生活上最低限必要な日用品費は介護報酬に係わる費用に含まれます。